

がっこうせいかつ とくべつしどう きじゆん
学校生活のきまり・特別指導の基準

ア 学校にはきまりがあります。

きまり・ルール違反を行った場合は、特別指導を行います。特別指導になると、家庭又は学校で
がっこう だ とくべつ かだい おこな はんせい じゆぎょう で
学校から出された特別の課題を行い反省するまで授業には出られません。

すべ せいと あんぜん あんしん がっこうせいかつ おく たにん めいわく こうい きび たいおう
全ての生徒が安全で安心した学校生活を送るため他人に迷惑をかける行為には厳しく対応します。

イ マナーは社会人として身に付けなければならない行動です。

ところ しまわす いんしょく な す は す どう ゆる
所かまわず飲食をしたり、ゴミを投げ捨てたり、ガムを吐き捨てたりすること等は、許されること

と
ではありません。また、授業中の私語や携帯電話の使用は禁止です。(ただし、教員からの指示がある場合は、使用を認めることがある。)

ウ 自転車通学について

きよかせい まち ばあい きよか と け じてんしゃ つうがくきよか ねが ていしゆつ
許可制です。ルールを守れない場合は許可を取り消します。「自転車通学許可願」を提出します。

じてんしゃそんがいはいしようせきにんほけん かにゆう ちやくよう ひつよう
「自転車損害賠償責任保険」への加入とヘルメットの着用が必要になります

エ 服装

じゆうふく
自由服です。

オ 特別指導の対象となる行為および特別指導の内容

① 特別指導の対象となる行為

むだんけつせき むだんちこく そうたい むだんがいしゆつ なかぬ でまえ しよう
無断欠席、無断遅刻・早退、無断外出(中抜け)、出前(デリバリー)の使用

しどうきよひ たいきょうしほうげん じゆぎょうほうがい けんか ほうりよく きょうはく きょうかつ はんざいこうい こうないがい
指導拒否、对教師暴言、授業妨害、喧嘩、暴力、脅迫、恐喝、いじめ、犯罪行為(校内外)

こい しせつ せつひはそん こうさふせいこうい きつえん きつえんどうせき いんしゆ いんしゆどうせき
故意の施設・設備破損、考査不正行為、喫煙、喫煙同席、飲酒、飲酒同席

さけるい たばこ ライター所持、薬物使用、自動車・バイク・スケートボード登校

たしゃかいせいかつ はん こうい
その他社会生活に反する行為

② 特別指導の内容

1 厳重注意

2 登校反省指導もしくは家庭反省指導